

令和7(2025)年版

男女共同参画推進に関する年次報告書

三 原 市

目 次

「第4次三原市男女共同参画プラン」施策の体系	1
令和6年度 男女共同参画施策の実施状況	2
令和6年度 男女共同参画施策の進捗状況	8
令和6年度 事業報告(人権推進課担当分).....	9
資料	
三原市男女共同参画推進条例	11

年次報告書について

この年次報告書は、「三原市男女共同参画推進条例」(平成 23 年 10 月施行)第 16 条に基づき作成しています。

本報告書は、令和4年3月に策定した「私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン)」を基に、令和6年度に本市が取り組んだ施策の実施状況を示したものです。

私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン) 施策体系図

基本目標1 環境づくり

施策	取組
(1)職場における女性の活躍推進	ア 働きやすい環境の整備 イ 再就職・キャリア形成・女性の活躍促進などの支援 ウ ワーク・ライフ・バランスの推進
(2)家庭における男女共同参画の推進	ア 出産から子育てまでの切れ目のない支援 イ 男性の子育てなどへの参画の推進
(3)地域における男女共同参画の推進	ア 地域における男女共同参画の支援 イ 地域の活動の場の整備
(4)政策・方針決定過程への女性の参画推進	ア 事業所等における女性参画の促進

基本目標2 安心・安全づくり

施策	取組
(1)生涯を通じた健康づくり	ア 生涯を通じた健康づくりへの支援
(2)ともに支え合うまちづくり	ア 困難を抱える人への支援 イ 防災における男女共同参画の推進 ウ 性の多様性の理解促進
(3)DV等あらゆる暴力の根絶	ア あらゆる暴力に関する相談等支援 イ あらゆるハラスメント防止の啓発

基本目標3 人づくり

施策	取組
(1)広報・啓発の推進	ア 啓発・普及の推進
(2)学びの場の充実	ア 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標1】環境づくり (1) 職場における女性の活躍推進 ア 働きやすい環境の整備					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
1	女性の就労支援	職場において、女性活躍推進法や育児・介護休業法を周知し、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めます。	3,421	商工振興課	・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援 ・就労を希望する女性に対し、就労支援セミナー及び市内企業との就職相談会を開催
			-	人権推進課	・一般事業主行動計画の策定や次世代育成支援の取組に際し、県や関係機関などと連携し、関連情報を提供 ・出前講座で、企業等へ女性活躍推進法や男女雇用均等法、育児・介護休業法など労働関係法の周知を行う
2	労働慣習の見直しの普及・啓発	関係機関と連携し、事業者に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などを普及・啓発します。	-	商工振興課	ママドラフト会議にて市内事業所を対象とした女性活躍推進セミナーを開催
			50	人権推進課	・市内事業所を対象とした女性活躍推進経営者セミナーを開催 ・関係機関との連携及び、出前講座や広報等による労働制度の普及啓発を実施
		デジタル技術を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。	11,110	デジタル化戦略課	・市役所におけるテレワークの推進 ・職員間のコミュニケーション用チャットツールの運用
			2,077	商工振興課	テレワークスキルを身につけるテレワークスキルアップ講座を開催
3	入札参加資格に係る評価基準の改正	性活躍推進や若年労働者を雇用している事業者の入札参加資格の評価基準を適宜見直します。	-	契約課	「三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱（平成29年4月施行）」に基づき、女性活躍推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会、受注額の拡大に寄与することを目的に、引き続き入札参加資格の評価基準を設け、見直しについて検討
			-	契約課	
4	女性就労者の健康管理	各事業者に対し、フェムテックの活用検討や女性労働者の健康管理の重要性を周知します。	-	商工振興課	関係機関等との連携により、セミナーを市HPにより周知
5	労働に関する相談機能の充実	パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含めた労働に関する相談機能を充実させます。	-	商工振興課	・市HPやポスター等の掲示による周知を実施 ・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援
			-	人権推進課	・市広報、出前講座等により啓発 ・人権相談により労働に関する相談を受け付け、アドバイスや適切な相談先の案内を行う
6	事業所における人権教育・啓発の支援	事業所における人権教育・啓発の支援を行います。	-	商工振興課	三原市人権推進企業関係者協議会において、人権推進学習に関する出前講座での講師派遣を実施
			58	人権推進課	・三原市事業者等人権問題研修会の開催 ・事業所内研修として各種出前講座を実施（14件、479人受講） ・啓発パンフレット配布、啓発DVD貸出

【基本目標1】環境づくり (1) 職場における女性の活躍推進 イ 再就職、キャリア形成・女性の活躍促進などの支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
7	起業化の促進と育成支援	起業をめざす男女や創業者に対して、三原市起業化促進連携協議会と連携し、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会などを開催します。	5,985	商工振興課	三原市創業支援事業計画に基づき、三原市起業化促進連携協議会において、新規創業者等に対する創業支援拠点（ワンストップ相談窓口）を中心とした産学官金の連携による支援を実施
8	再就職への支援	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供や再就職に役立つ知識や技術を身につける機会を提供します。	3,300	商工振興課	・就職ガイダンスの開催 ・WEB就職ガイダンスの開催 ・都市圏で開催される就職ガイダンスへの参加支援
9	職業能力を高めるための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会を充実するとともに、職業訓練施設や資格取得のための講座などの情報を提供します。	-	商工振興課	関係機関との連携により、チラシ・ポスター等の配布・掲示等による周知を実施
10	農業分野における女性の活躍促進	女性参画による加工品の製造や販売などの経営の多角化（6次産業化）を推進します。	-	農林水産課	市内農水畜産物及びその加工品の商品開発、販路拡大・販売促進に係る経費補助の要望を受け付けた（令和6年度は無し）

【基本目標1】環境づくり (1) 職場における女性の活躍推進 ウ ワーク・ライフ・バランスの推進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
11	育児・介護休業制度などの普及・啓発	事業者に対して、育児・介護・看護のための休業や育児支援制度の普及を促進します。	-	商工振興課	・市広報等による周知・啓発 ・県認定の女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援
			-	人権推進課	・関係機関との連携により、市HPやポスター等の掲示による制度の普及啓発を実施 ・出前講座で、企業等へ労働関係法の周知を行う
		市民に対して、育児・介護休業取得の意識を啓発します。	-	商工振興課 人権推進課	・市広報等による周知・啓発 ・関係機関との連携により、市HPやポスター等の掲示による制度の普及啓発を実施
		市職員男性の育児休業制度取得を促進し、男性の育児参画を推進します。	132	職員課	引き続き、市職員男性の育児休業制度取得を促進し、男性の育児参画を推進

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標1】環境づくり (2) 家庭における女性の活躍推進 ア 出産から子育てまでの切れ目のない支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
12	妊娠・出産・子育て環境の整備	安心して出産や育児に取り組めるよう妊娠・出産・子育て環境を整備します。	40,318	こども安心課	・妊婦一般健康診査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、妊婦一般健康診査補助、産婦健康診査 ・マタニティスクール、パパママスクールの計画的実施、個別対応実施 ・喫煙と健康問題に関する知識の普及、禁煙・分煙の啓発 ・一般不妊治療費助成、特定不妊治療費助成周知と実施 ・不育症治療費補助金交付の周知と実施
		母子保健推進員による訪問などを通して、地域での育児・子育てを支援します。	1,855	こども安心課	母子保健推進員3か月児訪問および見守り訪問 母子保健推進員自主活動（子育て支援教室）
		周産期医療体制継続費の補助を行います。	26,569	保健福祉課	市内唯一の分娩医療機関である興生総合病院に対し、分娩に必要な経費の一部を補助することにより、分娩体制を維持するとともに、JA尾道総合病院に運営費の一部を補助し、地域周産期母子医療センターの受入体制を確保した
		子育てガイドブックの配付、子育て情報サイトでの周知を行います。	-	子育て支援課	・子育てガイドブック「子育てMyBook」の作成・配布 作成部数：5,000部 発行予定：令和6年8月 ・ウェブサイト「みはら子育てねっと」による子育て情報の発信
13	保育サービスの充実	「みはら子育て応援プラン（第2期三原市子ども・子育て支援事業計画）（令和2年3月）」に基づき、子育てと仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。	2,609,945	こども保育課	・通常保育事業（待機児童ゼロ） ・延長保育事業 ・一時預かり事業の実施（保育所・認定こども園） ・休日保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を継続して実施
		短期預かり支援事業（児童養護施設）を実施します。	539	子育て支援課	子育てに係る保護者の負担の軽減及び緊急一時的に親子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で短期預かり支援事業を実施
		園児遠距離等通園費補助事業を実施します。	780	子育て支援課	船舶を利用して市内の保育所又は地域型保育事業所に通う乳幼児及び乳幼児に付き添う保護者の乗船費を補助
		一時預かり事業の実施（幼稚園）や受け入れ児童拡大の検討（市立幼稚園）を実施します。	819,997	教育振興課	・授業料無償化、預かり利用料の無償化を実施 ・南幼稚園での3歳児受け入れ及び預かり保育を実施 ・田野浦幼稚園を認定こども園として開園し、保育、預かり保育、延長保育を実施 ・幼稚園の役割や必要性を再確認し、今後の公立幼稚園運営について検討
14	地域における子育て支援	男女が安心して子育てと仕事が両立できるよう多様なニーズに対応した地域全体で子ども・子育てを支える仕組みと環境を充実します。	357,762	子育て支援課	・放課後児童クラブの実施324,604千円 36か所の運営（全クラブで小学校6年生まで受入） ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 3,845千円 児童館「ラフラフ」に、会員募集やマッチングを行うアドバイザーを配置 利用促進及び情報発信のため、未利用者を対象に無料でファミサボを体験できる「お試し利用制度」を運用、 提供会員の確保・育成のため研修会を開催 ・児童館「ラフラフ」の充実 28,895千円 ラフラフから遠い地域に職員が出向き、ラフラフで実施しているイベント等を実施する「おでかけ児童館事業」を実施 ・地域子育てサロンの実施・子ども食堂の開催支援 418千円
		地域子育て支援センターの整備・充実を行います。	118,272	こども保育課	地域子育て支援センターでの育児相談の実施
		放課後子ども教室を実施します。	9,124	生涯学習課	放課後子ども教室事業 市内公立小学校20校、全校に開設（21教室）
		子ども家庭センター事業を実施します。	9,704	こども安心課	・産前・産後サポート事業 母乳相談、栄養相談、妊娠8か月での電話相談、マタニティスクール、パパママスクール、スマイルママ&ベビー ・利用者支援助事業 母子：ハイリスク妊婦支援、産後うつスクリーニング実施 ・産後ケア事業
15	相談体制の充実	児童虐待などの問題や発達に課題や障害のある子どもへの相談体制を関係機関と連携し、充実させます。	13,850	こども安心課	・子ども発達総合相談室での発達専門相談を継続して実施 ・医師による発達相談、子育てなんでも相談 ・運動発達相談、心理相談、言語相談 子ども家庭総合支援拠点での児童虐待防止事業 ・相談 要保護児童対策地域協議会の会議 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議
			-	障害者福祉課	引き続き、地域自立支援協議会児童支援部会で市内事業所と連携し、相談体制を整備

【基本目標1】環境づくり (2) 家庭における女性の活躍推進 イ 男性の子育てなどへの参画の推進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
16	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し、男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。	1,113	保健福祉課	三原市食生活改善推進員を育成し、地域等での男性の料理教室開催を支援 ・食生活改善推進員 98人
			918	高齢者福祉課	食生活改善推進員と連携 男性の料理教室を三原支部で実施
			-	こども安心課	パパも対象としたマタニティスクール、スマイルパパ&ベビー
			-	子育て支援課	児童館「ラフラフ」での父親参加型イベントの開催
			30	人権推進課	男性料理教室の開催（本郷人権文化センター）

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標1】環境づくり (3) 地域における男女共同参画の推進 ア 地域における男女共同参画の支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
18	地域活動への参画の促進	市民提案型協働事業や市民活動団体育成事業において、男女がともに地域活動に参画するよう、団体に働きかけを行います。	357	地域企画課	市民活動団体等に働きかけを行う ・市民提案型協働事業実施 1団体 ・市民活動団体育成事業実施 2団体
19	地域活動への参画機会の提供	地域におけるビジョンづくりを支援する中で、性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動について話し合い、参画する機会を提供します。	7,414	地域企画課	地域ビジョン策定の支援、及び地域ビジョン策定に向けた話し合いの促進 ・地域ビジョン策定に向けた話し合いの支援 2団体
20	コミュニティ活動などの情報や参画機会の提供	男女が共にコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動などの地域活動の情報や参画機会を提供します。	300	生活環境課	みはらし環境会議及び地域会議の活動支援
			148	危機管理課	地域防災リーダー養成講座 受講者数14名(うち、女性6名)
21	女性団体などの活動の支援	人材育成セミナー受講者や女性団体を中心に、まちづくりのさまざまな分野における男女共同参画の視点をもった活動ができるよう支援します。	-	人権推進課	女性団体やグループのネットワーク化を推進し、連携強化を図った

【基本目標1】環境づくり (3) 地域における男女共同参画の推進 イ 地域の活動の場の整備					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
22	コミュニティ活動の場の整備	公民館やコミュニティセンターなどのコミュニティ活動の場を提供するとともに、市民による管理・運営体制を推進します。	8,195	生涯学習課	中央公民館、各コミュニティセンター、公民館、地域拠点施設(本郷・久井・大和)、地域学習センターの修繕を実施し、学習環境の充実を図った
23	ユニバーサルデザインの推進	子育てをはじめとして地域で生活していく上での利便性の向上とともに、ユニバーサルデザインを推進します。	-	公共施設の所管課	ユニバーサルデザインに基づいた施設管理を行った

【基本目標1】環境づくり (4) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 ア 事業所等における女性参画の促進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
24	人材育成の充実	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナーを実施します。	124	人権推進課	人材育成セミナーの開催 参加者 40名
25	人材登録と活躍の場	政策・方針決定の場などに参画できる女性の人材を広く募集し、登録します。人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い、活動に対する意欲・能力をもつ人材の活用に努めます。	-	人権推進課	セミナー受講者に登録を呼びかけ、女性委員登用候補者リストを整備した。登録者にセミナー・公募委員募集の情報提供を行い、人材育成及び活用に努めた
26	審議会などにおける女性の参画推進	「審議会等の運営、設置又は整理に関する基準(平成17年6月施行)」に基づき、各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。	-	各課	令和6年度 審議会委員の女性割合 30.2%
27	管理職に占める女性職員の登用	管理職者候補となる人材の育成に努め、市行政における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を引き上げます。	350	職員課	引き続き人材育成に努めた

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標2】安心・安全づくり (1) 生涯を通じた健康づくり ア 生涯を通じた健康づくりへの支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
28	健康教育・健康相談・健康診査の実施	「健康・食育みはらプラン（改訂版）（健康みはら21計画・三原市食育推進計画・三原市自殺対策計画）（平成30年3月）」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう健康教育・健康相談・健康診査を実施します。 健康教育や出前講座等においてフレイル予防の普及・啓発を継続します。 フェムテックの視点を持ち、女性の健康づくりを推進します。	129,513	保健福祉課	・健康教育（高血圧・糖尿病予防教室、出前講座） ・健康相談（出前での健康相談含む） ・がんフォーラム、保健福祉まつり、食育講演会、 ・食生活改善推進員養成講座 6回、食生活改善講習会等開催（食生活改善推進員活動支援） ・朝食レシピコンテスト（高校生）、食育の日の普及啓発 ・地域活動支援事業 14回 ・個別医療機関健康診査 39医療機関 ・地域集団健康診査 9会場23日間 ・休日健診開設（年2日）、薬局リスク測定、歯周疾患検診
29	女性のがん検診の実施	がん検診や健康診査の普及啓発とともに、子宮頸がんや乳がんのがん検診を個別健診・集団健診において実施します。	116,090	保健福祉課	・乳がん検診（マンモグラフィ）実施 ・子宮がん検診実施
30	身近な地域での運動推進の普及啓発	運動普及リーダーの育成・活動支援を通して、身近な地域で市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発します。	391	保健福祉課	・運動普及リーダー育成講座 6回 ・運動普及リーダーフォローアップ研修会 4回 ・運動リーダーによる地域別ウオーキング大会等（運動普及リーダー活動支援） ・ラジオ体操の普及啓発
31	こころの病気の理解と普及啓発	講演会や各種講座などを通して、こころの健康を維持するための対処方法やうつ病などのこころの病気の理解と周囲の対応について普及啓発します。	193	保健福祉課	・やさしい精神保健福祉講座 3回（自殺予防講演会を含む） ・こころネットみはらまつり 1回
32	エイズや性感染症に関する理解と普及啓発	事業やイベント等の機会を捉えて、エイズや性感染症に関する正しい理解促進を広報誌や市HP、情報誌などで普及啓発します。 学校教育の保健体育科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき正しい知識を普及します。	-	保健福祉課	広報・ホームページ等において、広島県の相談や検査体制について周知を図る
			-	学校教育課	各学校において、保健体育科等の授業の年間計画の中に位置付け、人権教育の視点を大切にしながら、正しい知識を身に付けられるように指導を行った

【基本目標2】安心・安全づくり (2) ともに支えるまちづくり ア 困難を抱える人への支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
33	生活困窮者などの支援	生活困窮者からの相談を受け、支援などを行います。	12,737	社会福祉課	自立相談支援事業を三原市社会福祉協議会に委託。生活保護に至る前における生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援及び関係機関と連携した取組みにより対象者の自立促進を図った
			40	人権推進課	生活困窮者に対し、要望に応じ生理用品を配布した
34	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに、対象者が適切に支援を受けることができるよう普及啓発します。	408,728	子育て支援課	・ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 ・児童扶養手当支給事業の実施 ・母子・父子家庭自立支援給付事業（教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金）の実施 ・母子・父子自立支援相談の実施 ・ひとり親家庭学び直し支援事業の実施 ・ひとり親に対して、養育費確保のための公正証書作成費用や、保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助
35	高齢者の在宅生活の支援	介護や支援が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「第8期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年3月）」に基づき、高齢者福祉サービスを整備・充実します。	158,423	高齢者福祉課	・地域包括支援センターによる相談 総合相談、権利擁護業務 ・介護予防の総合的な推進 高齢者筋力トレーニング、介護予防自主グループ支援、介護予防相談、介護予防教室 ・認知症対策の総合的な推進 認知症予防教室、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者家族やすらぎ支援事業、認知症地域支援推進員相談、認知症カフェの運営支援、認知症初期集中支援チーム（2チーム） ・家族介護支援事業 家族介護用品支給事業 ・見守り推進事業 ふれあい安心電話、ふれあい訪問給食 ・高齢者の権利擁護 成年後見制度講演会、成年後見市長申立 ・老人クラブ活動への支援
			27,744	生涯学習課	市民大学運営 35教科72コース
			11,038	商工振興課	三原市シルバー人材センター運営費補助金の交付
36	障害のある人の自立支援	障害のある人が社会に参加し、地域で安心して自立生活ができるよう「第6期三原市障害者プラン（令和3年3月）」に基づき、障害福祉サービスなどを整備・充実します。	34,700	障害者福祉課	・障害者相談事業 ・障害者スポーツ大会（ソフトボール、サイクリング、eスポーツ、ボッチャ（新規）） ・障害者スポーツ教室（水泳、グラウンドゴルフ、車椅子バスケット） ・障害者週間啓発事業を実施 ・地域自立支援協議会防災部会企画の研修を実施。 ・障害者福祉に関する出前講座 10回

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標2】安心・安全づくり (2) ともに支えるまちづくり ア 困難を抱える人への支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
37	ひきこもりなどの人への支援	学校、家庭、関係機関の連携を更に密にし、ひきこもり、ニート等社会生活を営むうえで困難を有する若者を社会参加に結びつける支援に取り組みます。	524	保健福祉課	発達障害者社会参加型体験事業 実人員5人、延べ人員108人
			12,000	障害者福祉課	・就労体験事業 体験者数延24人 ・障害者就労推進事業 当事者相談件数 延323件、就労体験者数 延24人
			-	学校教育課	学校ふれあい相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、管理職、生徒指導主事、担任の密な連携のもと、家庭訪問を行ったり、三原ふれあい教室をはじめとした関係機関と連携して支援を行うとともに、ICT端末を活用した支援を行った
		ストレスや対人関係の悩み、ひきこもりなど、こころの健康について、精神科医等による相談を行います。	245	生涯学習課	若者居場所づくり事業の実施 委託先：有限会社わくわく 開催：年間24日（月2回） 対象者：ひきこもりやニート状態にある15歳～39歳
			9,590	保健福祉課	・こころの健康相談 精神保健福祉訪問・相談4,106件 ・ひきこもり支援事業（委託）

【基本目標2】安心・安全づくり (2) ともに支えるまちづくり イ 防災における男女共同参画の推進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
38	女性消防団員の活動の場の増進	女性消防団員の募集を継続するとともに、災害活動及び広報活動の支援をして女性消防団の定着を図り、女性消防団員の地域における防火、防災活動の場を増やします。	1,754	警防課	女性分団は、救命講習や火災予防広報活動等で1年を通し活躍。各分団の女性団員は、各地域で災害対応や訓練、広報活動を行った
39	男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進	防災に関する地域活動へ女性の参画を促進します。災害や感染症への対策について、男女それぞれの需要が反映され、かつ、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進します。	305	危機管理課	・自主防災組織への女性の参画促進 地域防災リーダー養成講座 受講者数14名（うち、女性6名） 福山防災大学（防災士養成講座） 受講者数11名（うち、女性4名） 地域防災リーダーステップアップ講座 年1回 ・男女共同参画の視点に立った避難所の運営
			-	保健福祉課	多様な視点での感染症対策の実施

【基本目標2】安心・安全づくり (2) ともに支えるまちづくり ウ 性の多様性の理解促進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
40	性的少数者に配慮した取組の実施	性的指向に関する相談に応じるとともに、人権の尊重と性の多様性について市民への啓発をします。	138	人権推進課	・人権相談員による相談事業の実施 ・パートナーシップ宣誓制度の導入（R3） ・公文書における性別記載欄等の見直し（R3） ・性の多様性に関する出前講座の実施 ・人権相談
		保育所、幼稚園、学校において、子どもの発達段階に応じ、性の多様性に配慮した取組を実施します。	-	学校教育課 こども保育課 教育振興課 人権推進課	【共通】 保育所、幼稚園、学校において、子どもの発達段階に応じ、性の多様性に配慮した取組を実施した 【学校教育課】 校長の判断で、市内全校で男女混合の名簿としている

【基本目標2】安心・安全づくり (3) DV等あらゆる暴力の根絶 ア あらゆる暴力に関する相談等支援					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
41	県、警察との連携による相談業務の実施	県や警察などと連携し、配偶者や交際相手への暴力（DV）の防止に努めるとともに、DV被害者などの相談・支援・情報提供を行います。	3,194	社会福祉課	女性相談室の設置
			2,856	こども安心課	家庭児童相談窓口の設置
42	被害者保護と自立の支援	関係機関（県、NPO、児童福祉関係機関、自立支援センターなど）と連携し、被害者保護と自立を支援します。	-	社会福祉課	各種媒体を活用し、DV及びDV相談場所等の周知啓発に努めた

【基本目標2】安心・安全づくり (3) DV等あらゆる暴力の根絶 イ あらゆるハラスメント防止の啓発					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
43	あらゆる人に対する暴力防止の啓発	暴力を容認しない社会環境をつくるために、意識啓発します。教育委員会と連携し、若年層に向けたDV予防教育を推進します。	-	人権推進課	市広報・出前講座等による広報・啓発
			-	社会福祉課	広報誌や国・県等が作成したリーフレット等を活用して、啓発に努めた
44	セクシュアルハラスメントなどの防止に関する啓発	事業者等や労働者に対して、セクシュアルハラスメントなどの防止に関する意識を啓発します。	-	人権推進課	・関係機関との連携及び、広報等による制度の普及啓発を実施・事業者向け出前講座「明るく職場を目指して」にて、職場のハラスメントに関する啓発を行った（11回、397人受講）

令和6年度 三原市男女共同参画施策の実施状況等

【基本目標3】人づくり (1) 広報・啓発の推進 ア 啓発・普及の推進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
45	広報活動の充実	男女共同参画社会を推進するという視点をもち、周知を行います。	-	広報戦略課 人権推進課	市広報「人権ひろば」やホームページで周知・啓発
		協働の担い手となる団体などの活動情報、まちづくりや協働事業の情報などを市民協働ホームページにて紹介することにより、性別に関わりなく活躍の機会があることを周知します。	913	地域企画課	市民協働についての総合的な情報提供、情報交換の場となるインターネット上の情報サイト「つなごうねっと」の管理・運営を行った
46	情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する国・県・他市町村などの資料の収集に努め、情報提供を行うとともに、市民意識の把握に努めます。	-	人権推進課	・広報誌、市ホームページに情報掲載 ・セミナー参加者へのアンケート収集
47	男女共同参画意識を高めるための啓発	広報誌などで男女共同参画社会の理解を広めるとともに人材育成の場としてセミナーを開催します。	267	人権推進課	・広報誌、市ホームページに情報掲載 ・人材育成セミナー、男女共同参画講演会の開催
		町内会や事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員を派遣し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を啓発します。	2,170	人権推進課	・各町内会、事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出
		出前講座を周知するとともに、内容の充実に努め、男女共同参画意識を高める啓発をします。	-	生涯学習課	まちづくり出前講座の人権分野のメニューを推進した
48	男女共同参画貢献者の表彰	男女共同参画に貢献した市民や事業者などを表彰し、公表します。	12	人権推進課	「男女共同参画社会づくり表彰」を広報等で募集、男女共同参画審議会で審査し、2事業所を表彰した

【基本目標3】人づくり (2) 学びの場の充実 ア 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進					
NO.	事業	内容	令和6年度実績		
			決算額 (千円)	担当課	実施状況
49	学校などにおける男女共同参画意識の教育		-	学校教育課	各教科等や学校行事を中心に、日々の教育活動の中で教員自身が男女共同参画を念頭に置き、児童生徒の意識を高める教育を行った
		保育所、幼稚園、学校において、乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、体験・参加型学習を取り入れるなど、日々の教育活動の中で男女共同参画意識を高める教育をします。	-	こども保育課	各施設において児童の発達年齢に応じた教育・保育を継続的に実施した
			-	教育振興課	各施設において園児の発達年齢に応じた教育を継続的に実施した
			-	人権推進課	教諭の資質向上に向け、男女共同参画をはじめとした人権研修を継続した
		新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき、男女平等意識を高める教育をします。	-	学校教育課	男女共同参画の視点を取り入れた年間指導計画を立て実行できるよう、学校を指導した
		すべての小・中学校でキャリア教育全体計画を作成し、キャリア教育を推進し、子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活などについて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう指導します。	-	学校教育課	男女共同参画の視点を取り入れたキャリア教育の充実を図ることができるよう、学校を指導した
		教材や指導資料、教育内容について、男女共同参画の視点で調査・研究します。	-	学校教育課	男女共同参画の視点をもって、教材選択や教育内容決定ができるよう、学校を指導した
50	あらゆる教育関係者の資質の向上	あらゆる教育関係者に対し、男女共同参画意識をはじめとした人権意識を高める研修を実施し、資質の向上を図ります。	-	児童保育課 教育振興課 学校教育課	教諭、保育教諭、保育士等の資質向上に向け、男女共同参画をはじめとした人権研修を継続した
51	生涯学習における男女共同参画意識の啓発	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、生涯学習の機会を提供します。	14,332	生涯学習課	市民大学運営 35教科72コース 中央公民館主催教室 18講座 コミセン・公民館主催教室 17館 42講座 拠点施設の主催教室 3施設 18講座 地域学習センター講座 2講座
		職業をもつ男女や育児中の女性などの誰もが参加しやすい時間帯・場所等配慮された講演会等を実施します。	304	人権推進課	・3つのセミナーをウェブ開催し、子育て中の方も参加しやすい環境を整え、意識啓発の促進を図った ・人権ミニフェスタ講演会にて託児希望者を募集した（利用者なし）

令和6年度 男女共同参画施策の進捗状況(主な目標値)

基本目標	項 目	計画策定時 (令和2年度)	参考 (令和5年度)	現状 (令和6年度)	前年度 比較	目標 (令和8年度)
1-1	一般事業主行動計画(女性活躍)の市内策定事業者数【新規】＊1	10社	35社	38社	↗	40社
	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数	33社	51社	52社	↗	増加
	広島県男性育児休業等促進宣言企業(育メン休暇応援制度)登録事業所数 ＊2	12社	※R4.4.1 育児介護休業法改正に伴い廃止		↘	増加
	女性(25 ～ 39 歳)の就業率 ＊1	69.5% ※国勢調査 H27	73.8% ※国勢調査 R2	73.8% ※国勢調査 R2	=	75% (R7国勢調査)
1-2	【待機児童数】保育所・認定こども園(長時間利用)に入れず待機している児童数 ＊1	0人	0人	0人	=	0人
	小規模保育事業所数 ＊2	4カ所	4カ所	3カ所	↘ ＊A	4カ所
	事業所内保育事業所数 ＊2	1カ所	2カ所	2カ所	=	2カ所
	放課後児童クラブに入れず待機している児童数【新規】＊2	33人	0人	0人	=	0人 (R6)
	ファミリー・サポート・センター事業の利用者数【新規】＊1	14人	73人	69人	↘ ＊B	40人 (R6)
1-3	市民提案型協働事業及び市民活動団体育成事業実施団体数 【新規】	延べ92団体	延べ117団体	延べ121団体	↗	増加
	地域ビジョン策定団体数 【新規】	10団体	21団体	21団体	=	増加
1-4	人材育成セミナー参加者数(延べ人数) ＊3	175人	244人	284人	↗	増加
	各種審議会などにおける女性委員の割合 ＊1	26.7%	29.3%	30.2%	↗	33.0% (R6)
2-1	乳がん検診の受診率 ＊4	25.7%	23.7%	23.9%	↗	上昇
	子宮頸がん検診の受診率 ＊4	37.1% ＊5	31.9%	32.3%	↗	上昇
2-2	母子・父子家庭自立支援給付事業(高等職業訓練促進事業)支給対象件数 ＊2	15件	5件	7件	↗	増加
	認知症サポーターの人数(累計) ＊1	12,412人	13,292人	13,639人	↗	14,700人 (R6)
	消防団員のうち女性の人数 ＊6	女性分団 14人 その他 4人	女性分団 16人 その他 4人	女性分団 14人 その他 5人	↘	20人
3-1	男女共同参画セミナーの参加者数(延べ人数) ＊7	377アカウント	2637アカウント	2637アカウント 1,285回再生	↗ ＊C	増加
	生涯学習出前講座の利用件数(延べ件数)	190件 ＊8	643件	1,012件	↗	750件
	事業所への出前講座件数(延べ件数)	25件	78件	92件	↗	増加
	男女共同参画社会づくり表彰件数(累計)	18件	25件	27件	↗	28件 (R6)

(注)

【新規】とは、第4次三原市男女共同参画プラン策定に際して新たに追加された評価指標

＊1 三原市長期総合計画後期基本計画 令和2年3月 (計画期間:令和2～6年度)

＊2 第2期三原市子ども・子育て支援事業計画 令和2年3月 (対象期間:令和2～6年度)

＊3 延べ人数は、令和2年度を初年度としてカウント

＊4 健康・食育みはらプラン 平成30年3月 (計画期間:平成30～令和4年度 国・県の計画変更により令和5年度まで延長)

＊5 プラン策定時(令和2年度)の39.3%は誤りであり、正しくは37.1%

＊6 三原市消防団規則 別表1 女性分団基本団員数。「その他」とは、女性分団ではない各地域の分団に所属する女性数。

＊7 ウェブセミナーの参加アカウント数

＊8 プラン策定時(令和2年度)の418件は利用総件数であり、そのうち「男女共同参画」に係る件数は190件

＊A 小規模保育事業所が0～5歳児まで預かる認可保育所に移行したためであり、3歳児未満の利用定員は維持している。

＊B 令和5年度はお試し利用制度を開始し、未利用の方が多く体験したため、一時的に増加。令和6年度はお試し利用が少なく、減少した。

＊C 指標は参加アカウント数だが、令和6年度はYoutube配信で実施したため、指標を2段に分け総再生回数を記載した。

1 三原市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会を開催

・第 1 回三原市男女共同参画審議会

日 時 令和 6 年 10 月 31 日（木）

議 題 年次報告について

審議会等の女性登用状況について

・第 2 回三原市男女共同参画審議会

日 時 令和 7 年 1 月 28 日（火）

議 題 三原市男女共同参画社会づくり表彰の審査について

2 三原市男女共同参画社会づくり表彰

三原市男女共同参画推進条例第 15 条に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民、市民団体、事業者、教育に携わる者を表彰

内 容 被表彰者（事業者の部）

・株式会社 本郷給食センター

・社会福祉法人 三原福社会 三原慶雲寮

表彰式 令和 7 年 1 月 31 日（金）13:20～13:50 市長応接室

3 人材育成セミナーの開催

私らしく暮らせるみはらの実現に向けて、個性と能力が発揮できる環境づくりやワークライフバランスの推進等を学ぶため、人材育成セミナーを開催。

日 時 令和 6 年 9 月 26 日（木）13:30～15:00

方 法 三原市役所 3 階 304～306 会議室（対面と配信のハイブリッド開催）

対 象 事業者など

演 題 男女共同参画視点からの防災

講 師 広島 N P O センター理事 香川 恭子さん、
広島県防災アドバイザー 西田井 紀宏さん

参加者 40 アカウント（対面 23、オンライン 17）

4 男女共同参画講演会の開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに、意識啓発を行うため講演会を開催。
令和 6 年度は広島県と共催。

タイトル 令和 6 年度広島県男女共同参画研修会（みんなの男女共同参画講演会）

日 時 令和 6 年 11 月 2 日（土）10:30～12:00

場 所 三原市役所 8 階 801 会議室

テーマ 男性の意識改革について（パネルディスカッション）

講 師 司会 原田 真弓（FM みはら）

・ファシリテーター

上水流 久彦（県立広島大学地域基盤研究機構教授）

・パネリスト

木下 麻子（株式会社広島銀行 執行役員 サステナビリティ統括部長）

大窪 シゲキ（ラジオ DJ）

槇田 沙希（健康運動トレーナー、元三原市男女共同参画審議会委員）

岡田 吉弘（三原市長）

参加人数 警報発令により無観客、Youtube で配信

合計視聴回数 1,285 回

5 働き方改革・女性活躍推進オンラインセミナーの開催

平成 27 年 9 月から女性活躍推進法が施行され、大企業はもとより、中小企業においても女性活躍の重要性を理解し、取り組みの加速が重要であることから、先進的な企業の取り組み事例等を聞き、各企業の参考にしてもらうために平成 30 年度から開催。

市の管理職人権研修と兼用。

タイトル 働き方改革・女性活躍推進オンラインセミナー

日 時 令和 7 年 1 月 24 日（金）14:00～15:30

場 所 三原市役所 3 階 304～306 会議室（対面と配信のハイブリッド開催）

演 題 全員活躍組織の条件

講 師 木下 麻子（株式会社広島銀行 執行役員 サステナビリティ統括部長）

参加者 82 アカウント（一般 18、庁内 64）

6 2024 年度県立広島大学地域戦略協働プロジェクト

令和 2 年度に市内企業対象に実施した「働きやすい社会をめざす職場環境調査」と、令和 5 年度に市内在住女性を対象に実施した「女性活躍推進に関する意識調査」から分析した課題の解決に向けて、働く女性の職場や育児・介護環境について、オンラインまたは対面でインタビューを行い、報告書を作成した。

7 年次報告書の作成

三原市男女共同参画推進条例第 16 条に基づき、男女共同参画についての理解を深めるため、施策の実施状況について年次報告書を作成。

8 女性団体のネットワークづくり

5 つの女性団体から構成される「みはらウィメンズネットワーク」など、女性団体のネットワークづくりを推進し、連携強化を図る。

・理事会の開催 令和 6 年 4 月 17 日（水）

・総会の開催 令和 6 年 6 月 8 日（土）

・講演会 令和 6 年 6 月 8 日（土）

・市議会女性議員との意見交換会 令和 6 年 11 月 12 日（火）

三原市男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 9 号

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会とも連動して進められる中、男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても、この基本法の理念にのっとり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取組みを進めているが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取組みが求められている。

よって、私たちは、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人のことをいう。
- (4) 市民団体 市内において活動する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他

の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。

(5) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更（以下「策定等」という。）するに当たって、市民等、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画の策定等をするに当たって、あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、公表しなければならない。

(男女共同参画に関する活動の支援)

第9条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第10条 市は、家族を構成する男女が、互いに家庭生活における活動と職場、学校、地域その

他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第11条 市は、男女が互いに身体的特徴及び性について理解し、生涯にわたり健康に生活できるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性にに基づく差別的取扱い等に対する支援)

第12条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性にに基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 市は、あらゆる性にに基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談機関及び各種制度の紹介、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 市民等、事業者又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出に対応するため、三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等、事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(三原市男女共同参画審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

令和 7 年版

男女共同参画推進に関する年次報告書

令和 7 年 10 月発行

編集・発行 三原市生活環境部 人権推進課